

(別添 1)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 監 視 安 全 課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室
(内線 2474, 2496, 2498)

平成29年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成30年8月

平成 29 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成 29 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 243 万件、輸入重量で約 3,375 万トンでした。また、「平成 29 年度食料需給表」（農林水産省）によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）であり、熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっています。

このような状況の中、我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、平成 29 年 3 月 27 日に、平成 29 年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報にて公表した上で、当該監視指導計画に基づいて監視指導を行いました。

今般、監視指導計画に基づいて実施したモニタリング検査や検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況、輸入者に対する監視指導の実施状況及び輸出国との協議等について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



1. 平成 29 年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給工程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国段階、輸入時段階及び国内流通段階の 3 段階において安全性確保に係る措置を講ずる。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 29 年度計画：97,509 件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成 29 年 4 月 1 日現在：全輸出国対象の 17 品目及び 31 カ国・1 地域対象の 68 品目）
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

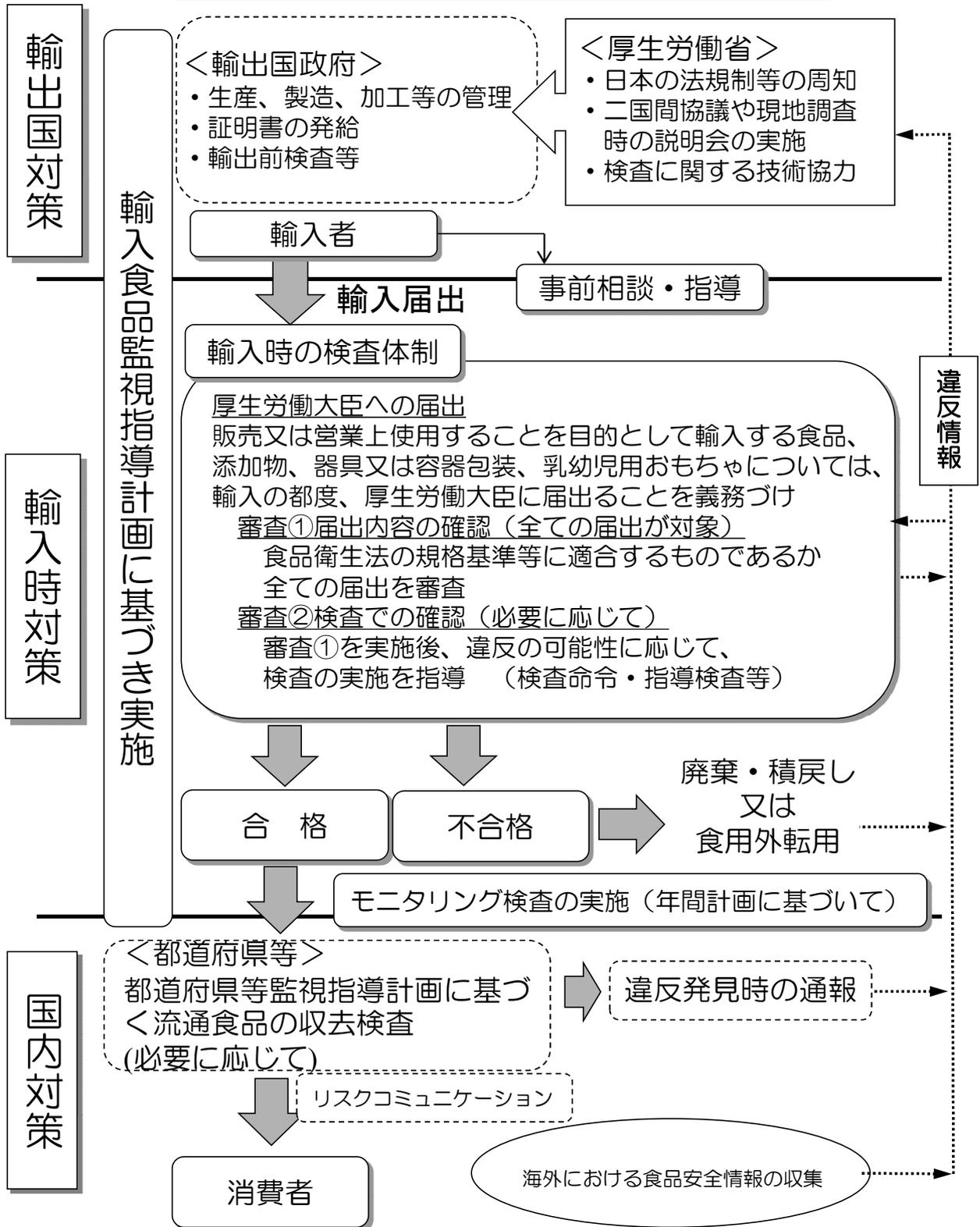
4 輸出国における安全対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による安全対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する我が国の食品安全規制の周知
- 輸出国への専門家の派遣、輸出国政府機関からの研修生の受け入れ等を通じた、輸出国における衛生対策に係る技術協力の実施

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の衛生管理に関する記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

輸入食品の監視体制等の概要



2. 平成 29 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性を確保するため、食品安全基本法第 4 条に規定される、食品の安全性の確保のために必要な措置が輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない、との基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所において、以下の措置を講じた。

(1) 法第 27 条の規定に基づく輸入届出の審査

法第 27 条の規定に基づく輸入届出により、法第 11 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合に係る審査を実施するとともに、必要な検査を実施した。

平成 29 年度の輸入届出は、件数で 2, 430, 070 件、重量で 3, 375 万トンであった。輸入届出のうち、200, 233 件に対して検査を実施し、このうち 821 件(延べ 852 件)に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の 0. 03%に相当する（**表 1**）。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第 28 条第 1 項の規定に基づくモニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するために実施する検査であり、重点的、効率的かつ効果的な検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定めている。

平成 29 年度は 54, 088 件（計画件数延べ 97, 509 件に対し 99, 455 件(実施率: 約 102%)）を実施し、このうち 140 件（延べ 153 件）に法違反が確認され（**表 2**）、回収、廃棄等の措置を講じた。



保税倉庫での検体採取

モニタリング検査で法違反が発見された食品等に対しては、輸出国における管理の状況を把握するため、必要に応じて同一輸出国かつ同一食品の検査率を 30% に引き上げて検査を実施し、法違反の食品等が輸入される可能性が低い（検査の強化を開始した日から 1 年間を経過して又は 60 件以上の検査を実施して、同様の違反事例がない）場合には、通常の見守り体制とした（**表 3**）。また、残留農薬及び残留動物用医薬品に係る法違反が複数回発見された同一輸出国の同一食品に対しては、法違反の可能性が高いと見込まれるとして輸入の都度検査を実施する検査命令の対象とし（**表 4**）、健康被害が発生するおそれのあるアフラトキシン等が検出された食品に対しては直ちに検査命令の対象として検査強化を図った（**表 5**）。

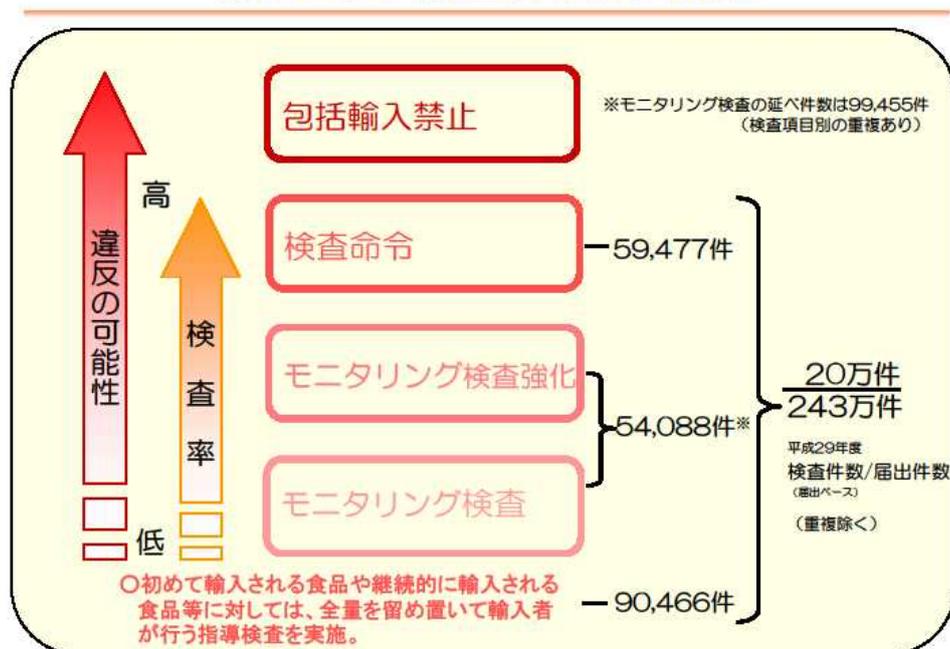
なお、平成 20 年 1 月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受けて開始した加工食品の残留農薬検査については、平成 29 年度において 11,713 件を実施した結果、違反事例は認められなかった。

(3) 法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等、検査の項目等を定め、法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 30 年 3 月 31 日現在で、全輸出国が対象の 17 品目及び 30 カ国・1 地域が対象の 72 品目を検査命令の対象としており、平成 29 年度は、59,477 件（延べ 91,685 件）を実施し、このうち 228 件（延べ 228 件）に法違反が確認され（表 6）、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況

違反の条文別内訳は、法第 11 条違反（食品の成分規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）が 461 件、法第 6 条違反（アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等）が 256 件、法第 10 条違反（指定外添加物の使用）が 66 件、法第 18 条違反（器具又は容器包装の規格）が 25 件、食肉の衛生証明書に係る法第 9 条違反（食肉の衛生証明書の不添付）が 14 件、おもちゃの規格に係る法第 62 条（準用規定）違反が 3 件であった（表 7）。

また、検査分類別の内訳は、微生物に係る規格違反が 220 件（26.7%）（表 8-①）、有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反が 202 件（24.5%）（表 8-②）、指定外添加物の使用及び添加物の使用基準違反が 137 件（16.6%）（表 8-③）、残留農薬に係る規格違反が 91 件（11.0%）（表 8-④）、腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反 60 件（7.3%）（表 8-⑤）、残留動物用医薬品に係る規格違反 36 件（4.4%）（表 8-⑥）、器具及び容器包装に係る規格違反 25 件（3.0%）（表 8-⑦）、その他 54 件（6.5%）（表 8-⑧）であった。

①微生物に係る規格違反状況（表 8-①）

国別延べ件数では、中国が 81 件（35.1%）、ベトナム 38 件（16.5%）、タイ 26 件（11.3%）と続いている。また、違反内容の多くは、冷凍食品の汚染の指標である微生物（細菌数、大腸菌群、E. coli）の 177 件（76.6%）であった。

②有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況（表 8-②）

国別では、米国が 77 件（37.9%）、中国 37 件（18.2%）、イタリア 14 件（6.9%）と続いております、違反内容は、米国ではアーモンド、落花生、ピスタチオナッツ等のアフラトキシンの付着、中国では落花生のアフラトキシンの付着、イタリアではブランデーのメタノール検出、種実類の調整品のシアン化合物検出が多かった。

また、違反内容の多くは、アフラトキシンの 160 件（78.8%）であり、次いでシアン化合物 23 件（11.3%）、放射性物質 8 件（3.9%）であった。品目別では、落花生（落花生加工品含む）63 件（31.0%）、アーモンド 24 件（11.8%）、ピスタチオナッツ 15 件（7.4%）と続いている。

③指定外添加物の使用及び添加物の使用基準に係る違反状況（表 8-③）

国別では、中国が 21 件（14.5%）、フランス 18 件（12.4%）、スペイン 15 件（10.3%）と続いております、違反内容は、中国ではサイクラミン酸の使用や二酸化硫黄の過量残存、フランスではアゾルビン等の使用、スペインでは二酸化硫黄の過量残存が多かった。

また、指定外添加物に係る違反の内容は、着色料（アゾルビン、キノリンイエロー、酸化鉄（赤）、酸化鉄（黒）、酸化鉄（黄）、パテントブルーV、ブリリアントブラック BN）32 件（43.8%）、TBHQ 24 件（32.9%）、サイクラミン酸 8 件（11.0%）と続いております、添加物の使用基準違反の内容は、二酸化硫黄 35 件（48.6%）、ソルビン酸 11 件（15.3%）、ポリソルベート 6 件（8.3%）と続いている。

④残留農薬に係る規格違反状況（表 8-④）

国別では、中国が 24 件（25.5%）、ベネズエラ 12 件（12.8%）、エクアドル 8 件（8.5%）と続いております、違反内容は、中国ではたまねぎのチアメトキサムが最も多く、ベネズエラ及びエクアドルではカカオ豆の 2,4-D が最も多かったです。

また、品目別では、カカオ豆 28 件（29.8%）、ゴマの種子 8 件（8.5%）、とうがらし 8 件（8.5%）と続いております。

⑤腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反状況（表 8-⑤）

国別では、米国が 25 件（41.7%）、タイ 15 件（25.0%）、オーストラリア 9 件（15.0%）と続いております、違反内容は、米国及びオーストラリアでは米が最も多く、タイでは全て米だった。

また、品目別では、米 38 件（63.3%）、小麦 13 件（21.7%）、大豆 3 件（5.0%）、菜種 3 件（5.0%）と続いております。

⑥残留動物用医薬品に係る規格違反状況（表 8-⑥）

国別では、ベトナムが 23 件（62.2%）、インド 6 件（16.2%）、韓国 4 件（10.8%）と続いております、違反内容は、ベトナムではえびのエンロフロキサシンが最も多く、インドでは全てえびのフラゾリドン、韓国ではひらめのオキシテトラサイクリンが最も多かったです。

また、品目別では、えび 26 件（70.3%）、蜂の子加工品 3 件（8.1%）、ひらめ 3 件（8.1%）と続いております。

⑦器具、容器包装に係る規格違反状況（表 8-⑦）

国別では、中国が 14 件（56.0%）、メキシコ 2 件（8.0%）と続いている。材質別では、合成樹脂が最も多かった。

⑧その他（表 8-⑧）

その他の違反事例の主なものは、衛生証明書の不添付の牛肉等 14 件、輸入を認められていないふぐの混入 8 件、食品添加物の成分規格違反 8 件などであった。

(5) 法第 8 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

法違反が相当程度あり、危害発生の防止のために必要であると認められる場合には、厚生労働大臣は、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに輸入、販売を禁止することができることとなっている（包括的輸入禁止措置）。

平成 29 年度において、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)に基づき、検査命令等による直近 60 件の違反率が 5%を超えた輸入食品等について、輸出国等に対する改善の要請、輸出国における衛生管理状況の調査等を実施した結果、当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

(6) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会等において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、輸入実績の確認を行い、フランス産ナチュラルチーズにおけるリステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ、オランダ産ヘモグロビンパウダーにおける針金片混入のおそれなどについて、国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収や輸入届出の保留等の措置を指示し、輸入時の監視体制を強化した。また、カナダ、パナマ及び米国産さけに対しては安全性未審査の遺伝子組換えさけ、欧州連合加盟国、韓国及び台湾産鶏卵等に対してはフィプロニルに係る検査体制を構築した。その他、プエラリア・ミリフィカ及びプエラリア・ミリフィカを含む食品に対しては、輸入者に対し製造管理等について報告を求め、報告がない場合は輸入を中止するよう指導する措置を講じた。（表 9）。

(7) 輸出国における安全対策の推進

①二国間協議、現地調査（表 10）

検査命令やモニタリング検査強化の対象となった食品について、輸出国政府に対して当該食品の違反情報を提供し、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。二国間協議の結果、韓国産容器包装詰加圧加熱殺菌食品（発育し得る微生物）及びフランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ（リステリア・モノサイトゲネス及び腸管出血性大腸菌 O103）について、再発防止対策が整ったことが確認された。

また、パラグアイ産ゴマの種子については、残留農薬に係るパラグアイ政府の原因究明及び再発防止策を受け、平成 29 年 3 月に実施した現地調査により、対日輸出プログラムの管理体制が確認されたことから、平成 29 年 7 月、パラグアイ政府により登録された輸出者については検査命令の免除対象とした。

韓国産まくわうりについては、残留農薬に係る韓国政府の原因究明及び再発

防止策を受け、現地調査を実施し、対日輸出プログラムの管理体制が確認されたことから、韓国政府により登録された輸出者については検査命令の免除対象とした。

牛肉等の対日輸出プログラムの遵守状況（牛海綿状脳症に係る対策）や残留農薬等に係る輸出国の衛生対策の推進等、輸出国における生産、加工段階での安全対策の確認について、必要に応じて専門家を派遣し、現地調査等を行った。

カナダ及び米国産牛肉については、定期査察としての対日輸出認定施設における現地調査により、対日輸出プログラムの遵守状況について確認した。

②輸出国事前調査（表 11）

問題発生の未然防止のため、輸出国での安全対策に関する調査として計画的に情報収集を実施し、必要に応じて現地調査を行った。

平成 29 年度においては、台湾、ニュージーランド及びベルギーについて実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。

また、調査に合わせ、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者や食品業者を対象にセミナーを開催した。

③日中食品安全推進イニシアチブ

平成 22 年 5 月、日中両国大臣により、「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局^{*}との覚書」への署名が行われ、閣僚級会議及び実務者レベル協議・現地調査等を実施し、両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくこととなっている。

平成 29 年度は、実務者レベル協議を開催し、中国側からは、輸出食品の衛生対策についての説明等がなされた。日本側からは、落花生のアフラトキシン、二枚貝の残留農薬及び貝毒並びにウーロン茶及びえだまめの残留農薬について、中国国内及び輸出食品の衛生対策に係る関係機関の連携の下で、効果的かつ実効性のある再発防止策を講じるよう要請するとともに、引き続き我が国に輸出する食品の安全性を確保するよう要請した。

なお、日中食品安全推進イニシアチブに関する結果等については、下記 URL に掲載している。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/exporter/index.html

※：現海関総署

④技術協力

パラグアイでのゴマの種子に係る残留農薬対策のため、長期専門家を派遣した。

インドネシアにおいて問題が生じた際に迅速な情報収集・分析・対応を行える体制の構築を支援するため、長期専門家を派遣した。

また、厚生労働省本省、検疫所、輸入食品・検疫検査センター等で、輸出国政府機関からの研修生を受け入れ、日本の輸入食品監視体制等について説明し、意見交換を行った。

(8) 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導

検疫所では、監視指導計画に基づき、説明会や輸入前指導（輸入相談）の実施を通じて、輸入食品等の自主的な安全管理の推進を図ることとなっている。

平成 29 年度は、全国の検疫所、関係団体が開催する講習会及び研修会におい

て、103回の説明を実施し、延べ3,260人の関係者の参加を得た。

また、23,516件の輸入前指導（輸入相談）を実施し、このうち法に適合しないことが判明した件数が460件（延べ620件）であった（**表12**）。

法に適合しなかった輸入前指導（輸入相談）件数の条文別内訳は、法第11条が322件、法第10条が169件、法第18条が3件、法第6条が2件、法第9条が1件であった（**表13**）。

また、国別の違反該当内容数では、米国67件（10.8%）、ベトナム54件（8.7%）、オランダ43件（6.9%）と続いている（**表14**）。

輸入前指導（輸入相談）において法に適合しないことが判明した際には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

違反率について比較すると、輸入時は0.03%、輸入前指導（輸入相談）時は1.96%であり、輸入前指導（輸入相談）により、法違反に該当する食品等の輸入を効果的に防止することができた。



検疫所による説明会

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

法違反事例については、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、輸入食品等の情報を厚生労働省ホームページにて公表した。また、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等については、判明次第公表した。

輸入時における検査での違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、輸入者に対し、迅速な回収等を行うよう指示した。

都道府県等による検査等において国内流通している輸入食品に法違反が発見された際は、必要に応じ輸入時における検査体制の強化を図った（**表15**）。

(10) 国民への情報提供

食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成30年2月に、東京及び大阪にて、輸入食品等の監視指導の状況、監視指導計画の内容等を消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 29 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 (%)
2,430,070	3,375	200,233 (59,477) ^{※4}	8.2	821 ^{※3} (228) ^{※4}	0.03 ^{※2} (0.38) ^{※4}
(前年度実績) 2,338,765	3,230	195,580	8.4	773	0.03 ^{※2}

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 延べ件数(検査項目別の件数)は 852 件

※4 検査命令に係る数値

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 29 年度)

食品群	検査項目 ^{※1}	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,178	2,250	1
	残留農薬	1,221	1,744	0
	添加物	118	148	0
	病原微生物	657	670	0
	成分規格等	415	377	0
	放射線照射	29	33	0
	SRM除去	-	2,247	14
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,266	2,387	0
	残留農薬	1,757	2,186	1
	添加物	1,187	1,444	0
	病原微生物	3,704	3,897	1
	成分規格等	1,817	2,137	3
	カビ毒	-	10	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	1,997	2,178	5
	残留農薬	1,398	1,797	0
	添加物	657	559	0
	病原微生物	1,194	1,446	0
	成分規格等	324	331	0
	遺伝子組換え食品	-	52	0
	放射線照射	64	45	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,574	3,964	0
	残留農薬	4,381	4,995	0
	添加物	1,954	2,357	1
	病原微生物	3,822	3,972	0
	成分規格等	4,926	4,754	52
	カビ毒	-	4	0
	遺伝子組換え食品	-	5	0
	放射線照射	-	11	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,170	2,904	0
	残留農薬	9,729	10,453	26
	添加物	534	561	0
	病原微生物	1,434	1,538	0
	成分規格等	355	412	0
	カビ毒	2,297	2,408	4
	遺伝子組換え食品	419	504	0
	放射線照射	119	151	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	700	0
	残留農薬	6,800	8,302	11
	添加物	4,761	5,465	1
	病原微生物	1,911	1,943	0
	成分規格等	3,517	3,887	16
	カビ毒	2,535	2,796	2
	遺伝子組換え食品	302	288	0
	放射線照射	448	462	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	3	0
	残留農薬	1,074	1,350	0
	添加物	3,224	3,573	3
	病原微生物	-	5	0
	成分規格等	897	742	5
	カビ毒	955	1,059	1
	遺伝子組換え食品	-	3	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	148	0
	添加物	1,075	1,211	2
	成分規格等	657	650	1
	カビ毒	178	175	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	残留農薬	-	1	0
	成分規格等	1,762	1,761	3
総計(延数)		97,509 ^{※2}	99,455 ^{※3} 実施率約102%	153 ^{※3}

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌 O26、O103、O104、O111、O121、O145 及び O157、リステリア・モノサイトゲネス等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群等(病原微生物を除く))、貝毒等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレンール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 各食品群の年度計画数に検査強化食品分として計画した 10,000 件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は 54,088 件、違反件数は 140 件

表 3 モニタリング検査強化品目^{※1}(平成 29 年度)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	赤とうがらし	BHC
		クロルプロファム
	さといも	クロルピリホス
	しょうが	フルジオキシニル
	ステムレタス	ジメトモルフ
	ぜんまい	アセトクロール
	にんにくの茎	クロルピリホス
	蜂の子	テトラサイクリン
	ピーマン	プロフェノホス
	養殖鰻	メチレンブルー
	養殖フウセイ	エンロフロキサシン
レイシ(ライチ)	ジフルベンズロン	
タイ	赤とうがらし	プロピコナゾール
	えび(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※2}
	オオバコエンドロ	クロルピリホス
	おくら	イミダクロプリド
	キンツアイ(芹菜)	フェントエート
	コエンドロ(コリアンダー)	プロフェノホス
	中国ブロッコリー(カイラン)	ジメトモルフ
		テブコナゾール
		トルフェンピラド
	未成熟えんどう	フェンプロパトリン
ゆでがに(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}	
インド	カルダモンの未成熟果実	トリアゾホス
	クミンの種子	イプロベンホス
	にんにく	イミダクロプリド
	ひよこ豆	アフラトキシン
		グリホサート
	フェネグリークの種子	アフラトキシン
	フェネルの種子	イプロベンホス
プロフェノホス		
ガーナ	カカオ豆	2,4-D
		イミダクロプリド
		シペルメトリン
		フェンバレレート
フィリピン	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数 ^{※2}
	バナナ	イミダクロプリド
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ ^{※3}

対象国・地域	対象食品	検査項目
フランス	パースニップ	シプロジニル
	ハト肉	オキシテトラサイクリン
	りんごジュース原料用りんご果汁	パツリン
米国	とうもろこし(爆裂種に限る。)	ピリホスメチル
	プロポリス	クロラムフェニコール
	ラズベリー	メキシフェノジド
ベトナム	赤とうがらし	イソプロチオラン プロピコナゾール
	不発酵茶	トリアゾホス
エクアドル	カカオ豆	ピリメタニル
		マラチオン
チリ	ぶどうの葉	インドキサカルブ
	ブルーベリー	ストレプトマイシン
ネパール	赤とうがらし	エチオン
		トリアゾホス
イタリア	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド
エチオピア	ごまの種子	2, 4-D
オランダ	キャベツ	ペンシクロン
韓国	養殖さけ・ます	オキシテトラサイクリン
ケニア	コーヒー豆	2, 4-D
コスタリカ	バナナ	ジベレリン
シリア	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
スペイン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
セルビア	パセリ	クロールピリホス
ニュージーランド	ピーマン	エトキサゾール
パキスタン	ローズベタル	トリアゾホス
ハンガリー	はちみつ	クマホス
ブルキナファソ	ごまの種子	イミダクロプリド
ベネズエラ	カカオ豆	シベルメトリン
ペルー	チアシード	ハロキシホップ
ベルギー	チョコリ	ジメトモルフ
ポーランド	パセリ	ボスカリド
ミャンマー	緑豆	フィプロニル
メキシコ	未成熟いんげん	フロニカミド
ロシア	そば	ハロキシホップ

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

※2 夏期の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施(平成29年6月～10月)

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成29年6月～10月)

表 4 モニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目(平成 29 年度)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	蜂の子	オキシテトラサイクリン
	レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス
スリランカ	赤とうがらし	トリアゾホス
フランス	鶏肉	ナイカルバジン

表 5 直ちに検査命令へ移行した品目(平成 29 年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
韓国	養殖ひらめ(養殖業者限定)	オキシテトラサイクリン
		クドア・セブテンpunkタータ
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド
中国	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
ブルキナファソ	ごまの種子	アフラトキシン
米国	乾燥なつめやし	アフラトキシン

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 29 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数	
全輸出国 (17 品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生	アフラトキシン	12,730	129	
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	407	6	
	すじこ	亜硝酸根	264	0	
中国 (17 品目)	野菜(えだまめ、たまねぎ、ほうれんそう、未成熟えんどう)、ライチ、ウーロン茶	エンドリン、チアマトキサム、ディルドリン、フィブロニル、ジフェノコナゾール等	21,116	11	
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	9,422	0	
	あさり、鰻、スッポン	エンロフロキサシン、オキシロニック酸、スルファジミジン、プロメトリン	2,955	4	
	全ての加工食品	サイクラミン酸	782	0	
	ハスの種子	アフラトキシン	19	0	
韓国 (12 品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	184	0	
	青とうがらし、トマト、パプリカ、ミニトマト	クロルピリホス、フルキンコナゾール	13	0	
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン、クドア・セプテンペンクタータ	7	0	
	あかがい	腸炎ビブリオ	2	0	
米国 (9 品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	2,913	10	
	セロリ	ビフェントリン	608	3	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	7	0	
タイ (9 品目)	野菜(おくら、グリーンアスパラガス)、果実(マンゴー、バナナ等)	クロルピリホス、シベルメトリン、プロピコナゾール、EPN 等	1,761	0	
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	24	1	
イタリア (6 品目)	アーモンド加工品	アフラトキシン	132	0	
	うるち米	ピリミホスメチル	33	1	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	30	0	
ベトナム (5 品目)	いか、えび、かわはぎ	エンロフロキサシン、クロラムフェニコール、スルファジアジン、フラゾリドン	32,739	22	
	全ての加工食品	サイクラミン酸	121	0	
その他(27 カ国・1 地域、総 37 品目)			5,416	41	
総 計			(延数) ^{※1}	91,685	228
			(実数) ^{※2}	59,477	228

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表 7 条文別違反状況(平成 29 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	257(延数) 256(実数)	30.2	アーモンド、乾燥いちじく、乾燥なつめやし、くるみ、ケツメイシ、香辛料、ゴマの種子、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、輸入が認められていないふぐの混入、ブランドー等からのメタノールの検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	14(延数) 14(実数)	1.6	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	73(延数) 66(実数)	8.6	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、一酸化炭素、塩素酸カルシウム、カルミン、キノリンイエロー、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、酸化鉄(赤色)、酸化鉄(黒色)、酸化鉄(黄色)、ジクロロメタン、二炭酸ジメチル、パテントブルーV、ブリリアントブラックBN、プロピコナゾール、ヨウ素化塩)の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	479(延数) 461(実数)	56.2	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、二酸化硫黄、ポリソルベート等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	25(延数) 25(実数)	2.9	材質別規格違反 製造基準違反
第62条 (おもちゃ等への準用規定)	4(延数) 3(実数)	0.5	おもちゃの規格違反
総計	852(延数) ^{※1} 821(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-① 微生物に係る規格違反状況(平成 29 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 [※]
中国	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(12)、細菌数(7)、E. coli(4)	81
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(6)、細菌数(5)、E.coli(4)	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(6)、細菌数	
	ゆでがに	細菌数(4)、大腸菌群(2)	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数(4)、大腸菌群、E. coli	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物(5)	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数(3)、大腸菌群、E. coli	
	冷凍食品(肉類)	細菌数(2)、大腸菌、E. coli	
	冷凍食品(いか)	E. coli(2)	
	冷凍食品(貝類)	細菌数(2)	
	乾燥食肉製品	E. coli	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	ゆでだこ	細菌数	
	冷凍食品(穀類)	E. coli	
	冷凍食品(畜産物)	E. coli	
冷凍食品(豆類)	大腸菌群		
ベトナム	冷凍食品(魚類)	E. coli(11)、細菌数(2)、大腸菌群	38
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(7)	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(4)、細菌数	
	冷凍食品(えび)	E. coli(3)	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群、E. coli	
	冷凍食品(野菜)	細菌数、大腸菌群	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	ゆでがに	大腸菌群	
	ゆでだこ	大腸菌群	
タイ	冷凍食品(えび)	大腸菌群(5)、E. coli(2)、細菌数	26
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(6)	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(3)、細菌数	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物(2)	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(2)	
	加熱食肉製品	E. coli	
	ゆでがに	大腸菌群	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
	冷凍食品(魚類)	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
韓国	生食用冷凍鮮魚介類	細菌数(3)、大腸菌群(3)	11
	魚類ねり製品	大腸菌群	
	清涼飲料水	細菌数	
	粉末清涼飲料	細菌数	
	ゆでがに	細菌数	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	
インドネシア	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(2)、細菌数	10
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(2)、細菌数	
	冷凍食品(えび)	細菌数、E. coli	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)	
フィリピン	ゆでだこ	細菌数(2)、大腸菌群(2)	10
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(3)、細菌数	
	冷凍食品(貝類)	細菌数	
	冷凍食品(魚類)	E. coli	
フランス	バター	大腸菌群(3)	8
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(2)、細菌数	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	
イタリア	冷凍食品(その他の食品)	E. coli(3)	6
	氷菓	大腸菌群	
	ラクトアイス	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	E. coli	
インド	粉末清涼飲料	細菌数(4)	6
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	
台湾	冷凍食品(果実)	大腸菌群(2)	5
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	
	ラクトアイス	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	
マレーシア	冷凍食品(えび)	大腸菌群	4
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	
	冷凍食品(穀類)	細菌数	
	冷凍食品(豆類)	E. coli	
ポーランド	粉末清涼飲料	細菌数、大腸菌群	3
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	
オーストラリア	氷菓	大腸菌群	2
	冷凍食品(野菜)	細菌数	
カナダ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	2
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群	

生産国	品目分類	違反内容	件数 [※]
スペイン	冷凍食品(魚類)	細菌数(2)	2
ノルウェー	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(2)	2
パラグアイ	粉末清涼飲料	細菌数(2)	2
米国	粉末清涼飲料	細菌数	2
	冷凍食品(穀類)	細菌数	
ベルギー	バター	大腸菌群	2
	冷凍食品(その他の食品)	一般生菌数	
英国	バター	大腸菌群	1
グアテマラ	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1
チリ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1
トルコ	冷凍食品(野菜)	細菌数	1
パキスタン	冷凍食品(穀類)	E. coli	1
バングラデシュ	ゆでがに	細菌数	1
ブラジル	加熱食肉製品	E. coli	1
ミャンマー	冷凍食品(えび)	E. coli	1
メキシコ	粉末清涼飲料	大腸菌群	1
総計		(延数) ^{※1}	231
		(実数) ^{※2}	220

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-② 有毒・有害物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(平成 29 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
米国	アーモンド	アフラトキシン(22)	77
	落花生	アフラトキシン(16)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(13)	
	とうもろこし	アフラトキシン(7)	
	チョコレート	アフラトキシン(6)	
	乾燥いちじく	アフラトキシン(4)	
	ピーナッツバター	アフラトキシン(4)	
	乾燥なつめやし	アフラトキシン(2)	
	くるみ	アフラトキシン	
	穀類の調整品	シアン化合物	
	ビルベリー加工品	放射性物質	
中国	落花生	アフラトキシン(32)	37
	あんずの種子	シアン化合物(2)	
	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン(2)	
	ナツメグ	アフラトキシン	
イタリア	ブランデー	メタノール(5)	14
	種実類の調整品	シアン化合物(3)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(2)	
	亜麻の種子	シアン化合物	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	
	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	
	ブルーベリー加工品	放射性物質	
パキスタン	ミックススパイス	アフラトキシン(8)	12
	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン(2)	
	あんずの種子	シアン化合物	
	カレー粉	アフラトキシン	
フランス	ブルーベリー加工品	放射性物質(5)	8
	アップルジュース	パツリン	
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	
インド	落花生	アフラトキシン(4)	7
	ピーナッツバター	アフラトキシン(2)	
	ケツメイシ	アフラトキシン	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
トルコ	乾燥いちじく	アフラトキシン(5)	7
	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン(2)	
スペイン	乾燥いちじく	アフラトキシン(2)	5
	アーモンド	アフラトキシン	
	いちじく加工品	アフラトキシン	
	非加熱食肉製品	サルモネラ属菌	
ドイツ	亜麻の種子	シアン化合物(2)	4
	茶の代用品	アフラトキシン	
	ミックススパイス	アフラトキシン	
カナダ	落花生	アフラトキシン(2)	3
	亜麻の種子	シアン化合物	
タイ	チョコレート	アフラトキシン(2)	3
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	
インドネシア	キャッサバ	シアン化合物(2)	2
韓国	菓子類	アフラトキシン	2
	ミックスナッツ	アフラトキシン	
カンボジア	しょうちゅう	シアン化合物(2)	2
シンガポール	亜麻の種子	シアン化合物(2)	2
ブラジル	菓子類	アフラトキシン	2
	キャッサバ	シアン化合物	
ブルキナファソ	ゴマの種子	アフラトキシン(2)	2
アルゼンチン	落花生	アフラトキシン	1
ウクライナ	チョコレート	アフラトキシン	1
エクアドル	キャッサバ加工品	シアン化合物	1
オーストラリア	アーモンド	アフラトキシン	1
スリランカ	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン	1
台湾	亜麻の種子	シアン化合物	1
タジキスタン	あんずの種子	シアン化合物	1
ナイジェリア	ゴマの種子	アフラトキシン	1
日本	亜麻の種子	シアン化合物	1
ベトナム	キャッサバの葉	シアン化合物	1
マレーシア	落花生ソース	アフラトキシン	1
南アフリカ共和国	落花生	アフラトキシン	1
メキシコ	蒸留酒	メタノール	1
ロシア連邦	はちみつ加工品	放射性物質	1
総計		(延数)※1	203
		(実数)※2	202

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-③ 指定外添加物の使用及び食品添加物の使用基準に係る違反状況
(平成 29 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		指定外添加物	使用基準	
中国	調味料	サイクラミン酸(3)		21
	野菜の調整品		二酸化硫黄(2)	
	乾燥果実		二酸化硫黄(2)	
	冷凍食品(その他)		二酸化硫黄、ポリソルベート	
	乾燥野菜		二酸化硫黄	
	健康食品	サイクラミン酸		
	シロップ漬け(果実)		二酸化硫黄	
	水産動物類加工品		二酸化硫黄	
	スープ類	サイクラミン酸		
	その他の食品	サイクラミン酸		
	漬け物(うめぼし)	サイクラミン酸		
	漬け物(野菜)		ソルビン酸	
	豆類の調整品		二酸化硫黄	
	冷凍食品(えび)		二酸化硫黄	
	冷凍食品(野菜)		ソルビン酸	
冷凍まぐろ切り身	一酸化炭素			
フランス	チョコレート類	アゾルビン(4)、キノリンイエロー(2)、ケイ酸アルミニウムカリウム(2)、酸化鉄(赤)(2)、酸化鉄(黄)(2)、酸化鉄(黒)(2)		18
	ケーキ類		ソルビン酸	
	スープ類	サイクラミン酸		
	乳を主原料とする食品		ソルビン酸	
	洋菓子	アゾルビン		
スペイン	水煮(かに)		二酸化硫黄(7)	15
	果実酒		三二酸化鉄(2)	
	蒸留酒	アゾルビン、プリリアントブラック BN		
	清涼飲料水		ソルビン酸、二酸化硫黄	
	キャンディー類	アゾルビン		
	その他の酒類	アゾルビン		

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		指定外添加物	使用基準	
イタリア	ベーカリー製品	TBHQ(2)	ソルビン酸カリウム(2)	14
	リキュール類	パテントブルーV	エステルガム(2)	
	いったカフェインレス コーヒー豆	ジクロロメタン	酢酸エチル	
	漬け物(オリーブ)		安息香酸、グルコン酸第一鉄	
	種実類のペースト		銅クロロフィル	
	チョコレート類	カルミン		
	粉末清涼飲料		ステアロイル乳酸ナトリウム	
米国	乾燥果実		ソルビン酸(2)、二酸化硫黄(2)	12
	キャンディー類	酸化鉄(黄)	プロピレングリコール	
	清涼飲料水		ソルビン酸(2)	
	ナチュラルチーズ		ナタマイシン	
	煮豆類		二酸化硫黄	
	ビスケット類		二酸化硫黄	
	冷凍食品(野菜)	塩素酸カルシウム		
タイ	清涼飲料水		二酸化硫黄、ポリソルベート	10
	調味料		安息香酸ナトリウム(2)	
	いったピーナッツ	ヨウ素化塩		
	乾燥果実		二酸化硫黄	
	健康食品	アゾルビン		
	チリソース		ポリソルベート	
	米菓	TBHQ		
	野菜の調整品		二酸化硫黄	
インド	植物性油脂	TBHQ	トコフェロール酢酸エステル	8
	農産加工品	アゾルビン(2)		
	果実の調整品		安息香酸ナトリウム	
	菓子類	TBHQ		
	穀類の調整品	TBHQ		
	容器包装詰加熱加 圧殺菌食品	TBHQ		
エクアドル	スナック菓子類	TBHQ(6)		6

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		指定外添加物	使用基準	
韓国	スナック菓子類	TBHQ(4)		6
	水産動物類調味品(いか)		ポリソルベート	
	清涼飲料水		ポリソルベート	
ブラジル	キャンディー類	TBHQ(2)		5
	スープ類	TBHQ		
	ネクター		二酸化硫黄	
	ビスケット類		二酸化硫黄	
ベルギー	チョコレート類	パテントブルーV(3)、アゾルビン(2)		5
ポルトガル	チョコレート類	アゾルビン(2)、パテントブルーV		4
	油漬け(魚類)		安息香酸	
オーストラリア	牛肉		二酸化硫黄(2)	3
	加熱食肉製品		二酸化硫黄	
トルコ	チョコレート類	TBHQ(2)		3
	キャンディー類	アゾルビン		
シンガポール	果実の調整品		二酸化硫黄	2
	チョコレート類	アゾルビン		
フィリピン	食酢		二酸化硫黄	2
	ビスケット類	TBHQ		
ベトナム	即席めん		アセスルファミカリウム、ポリソルベート	2
イラン	乾燥果実		二酸化硫黄	1
カナダ	冷凍食品(野菜)	TBHQ		1
スリランカ	清涼飲料水		二酸化硫黄	1
台湾	農産加工品		二酸化硫黄	1
チュニジア	調味料		ソルビン酸	1
ドイツ	清涼飲料水	二炭酸ジメチル		1
南アフリカ共和国	オレンジ	プロピコナゾール		1
パキスタン	冷凍食品(その他)		ソルビン酸	1
フィンランド	清涼飲料水		安息香酸	1
総計	(延数)※2	73	72	145
	(実数)※3	66	71	137

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-④ 残留農薬に係る規格違反状況(平成 29 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		基準値あり	基準値なし	
中国	たまねぎ	チアメトキサム(5)		24
	あさり		プロメトリン(4)	
	えだまめ		ジフェノコナゾール(3)	
	ピーマン	プロフェノホス(2)※ ¹	プロフェノホス(1)	
	ウーロン茶	フィプロニル(2)		
	とうがらし(香辛料)		BHC、クロルプロファミ	
	赤とうがらし		プロピコナゾール	
	アスパラガスレタス		ジメトモルフ	
	しょうが	フルジオキシニル		
	未成熟さやえんどう		ジニコナゾール	
	レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸		
ベネズエラ	カカオ豆	シベルメトリン	2,4-D(11)	12
エクアドル	カカオ豆		2,4-D(8)	8
タイ	チャイニーズケール	ジメトモルフ	テブコナゾール、トルフェンピラド	5
	キンツァイ		フェントエート	
	未成熟さやえんどう		フェンプロパトリン	
ブルキナファソ	ゴマの種子		イミダロプリド(5)	5
ガーナ	カカオ豆	クロルピリホス	2,4-D(3)	4
米国	セロリ		ビフェントリン(3)	4
	ラズベリー		メキシフェノジド	
ペルー	カカオ豆		2,4-D(3)	4
	チアシード	ハロキシホップ		
インド	クミン(香辛料)		イプロベンホス	3
	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス	
	にんにく		イミダロプリド	
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス(3)		3
ベトナム	赤とうがらし		イソプロチオラン、プロピコナゾール	3
	不発酵茶		トリアゾホス	
イタリア	うるち精米	ピリミホスメチル		2
	キンセンカ(香辛料)	クロルピリホス		
イラン	ピスタチオナッツ	イミダロプリド(2)		2
エチオピア	ゴマの種子	2,4-D(2)		2
スリランカ	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス(2)	2
ドイツ	パセリ	クロルピリホス	ボスカリド	2

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		基準値あり	基準値なし	
ベルギー	ココア粉		2,4-D	2
	チコリ		ジメトモルフ	
ミャンマー	ゴマの種子		イミダロプリド	2
	緑豆	フィプロニル		
ケニア	コーヒー豆		2,4-D	1
コートジボワール	カカオ豆		2,4-D	1
スペイン	うるち精米	テブコナゾール		1
ハンガリー	はちみつ加工品		クマホス※2	1
ロシア	そば		ハロキシホップ	1
総 計			(延数)※3	94
			(実数)※4	91

※1 改正前の基準値で違反となったもの

※2 不検出基準

※3 違反項目別の件数

※3 届出別の件数

表 8-⑤ 腐敗、変敗(異臭やカビの発生)に係る違反状況(平成 29 年度)

生産国	品目分類	件数
米国	米(15)	25
	小麦(7)	
	大麦	
	大豆	
	とうもろこし	
タイ	米(15)	15
オーストラリア	米(8)	9
	小麦	
カナダ	小麦(4)	8
	菜種(3)	
	大豆	
ブラジル	コーヒー豆	2
	大豆	
フランス	小麦	1
総計		60

表 8—⑥ 残留動物用医薬品に係る違反状況(平成 29 年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数※
		基準値超過	含有してはならない	検出されるものであってはならない	
ベトナム	えび		エンロフロキサシン(14)、スルファジアジン(2)	フラゾリドン(AOZ として)(4)	23
	かわはぎ			クロラムフェニコール(2)	
	いか			クロラムフェニコール	
インド	えび			フラゾリドン(AOZ として)(6)	6
韓国	ひらめ	オキシテトラサイクリン(3)			4
	ます	オキシテトラサイクリン			
中国	蜂の子加工品		オキシテトラサイクリン(2)、テトラサイクリン		3
フランス	鶏肉	ナイカルバジン			1
総 計				(延数)※1	37
				(実数)※2	36

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-⑦ 器具及び容器包装に係る規格違反状況(平成 29 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数※
中国	合成樹脂	蒸発残留物(7)、鉛(4)、着色料(3)	14
メキシコ	陶器	鉛(2)	2
英国	ゴム	垂鉛	1
韓国	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量	1
スウェーデン	合成樹脂	蒸発残留物	1
タイ	ゴム	垂鉛	1
台湾	合成樹脂	蒸発残留物	1
フランス	合成樹脂	ジブチルスズ化合物	1
米国	合成樹脂	蒸発残留物	1
マレーシア	ゴム	蒸発残留物	1
モロッコ	陶器	鉛	1
総 計		(延数)※1	25
		(実数)※2	25

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 8-⑧ その他の違反状況(平成 29 年度)

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
中国	ふぐ	輸入を認められていないふぐの混入(8)	18
	おもちゃ	規格(4)	
	食品添加物	成分規格(3)	
	たらこ	成分規格(2)	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	製造基準	
米国	牛肉	衛生証明書の不添付(6)	14
	牛内臓	衛生証明書の不添付(3)	
	乾燥食肉製品	成分規格	
	食品添加物	成分規格	
	植物性たんぱく	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換えコメの検出	
	清涼飲料水	成分規格	
	水菓	製造基準	
スペイン	乳飲料	保存基準(3)	6
	乾燥食肉製品	成分規格(2)	
	加熱食肉製品	成分規格	
韓国	清涼飲料水	製造基準(2)、保存基準	3
スイス	食品添加物	成分規格(2)	2
アイルランド	牛内臓	衛生証明書の不添付	1
イタリア	ミネラルウォーター	成分規格	1
インドネシア	食品添加物	成分規格	1
オーストリア	清涼飲料水	製造基準	1
オマーン	ミネラルウォーター	成分規格	1
オランダ	牛内臓	衛生証明書の不添付	1
カナダ	牛内臓	衛生証明書の不添付	1
タイ	ミネラルウォーター	成分規格	1
ドイツ	食品添加物	成分規格	1
フランス	牛内臓	衛生証明書の不添付	1
ベトナム	粉末清涼飲料	成分規格	1
ポーランド	牛内臓	衛生証明書の不添付	1
マレーシア	ミネラルウォーター	成分規格	1
総 計		(延数)※1	56
		(実数)※2	54

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表 9 海外情報等に基づき行った主な監視強化(平成 29 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
8月	フランス	ナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	フランスにおいて、ナチュラルチーズからリステリア・モノサイトゲネスが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
8月	カナダ パナマ 米国	さけ及びその加工品 (安全性未審査の遺伝子組換えさけ混入のおそれ)	米国企業が開発し、日本では安全性未審査である遺伝子組換えさけがパナマで養殖され、カナダにおいて流通していることが判明したため、対象国からのさけ及びその加工品が輸入届出された場合には、モニタリング検査を行う措置を講じた。
8月	欧州連合加盟国 韓国 台湾	鶏卵等 (フィプロニル汚染のおそれ)	オランダ、ベルギー、台湾などの養鶏場から出荷された卵からフィプロニルが検出しているとの情報を受け、対象国からの鶏卵等が輸入届出された場合には、モニタリング検査を行う措置を講じた。
9月	-	プエラリア・ミリフィカ (健康被害のおそれ)	国内において、プエラリア・ミリフィカを含む食品において、女性ホルモン(エストロゲン)様作用が原因と考えられる健康被害情報が多数報告されていることを踏まえ、プエラリア・ミリフィカ及びプエラリア・ミリフィカを含む食品が輸入届出された場合には、輸入者に対し製造管理等について報告を求め、報告がない場合は輸入を中止するよう指導する措置を講じた。
2月	オランダ	ヘモグロビンパウダー (針金片混入のおそれ)	オランダにおいて、ヘモグロビンパウダーに針金片の混入の可能性があるとの情報を受け、対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行うよう措置を講じた。

表 10 主な二国間協議及び現地調査(平成 29 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
イタリア産オリーブ漬け物 (硫酸銅)	平成28年2月から協議開始。イタリア政府との協議を踏まえ、平成29年12月に証明書が添付された貨物については通常の監視体制とした。協議継続中。	—
韓国産容器包装詰加圧加熱殺菌食品(発育し得る微生物)	平成26年8月から協議開始。韓国政府から提出された改善措置及びこれまでの検査実績を踏まえ、平成29年12月に通常の監視体制とした。	—
フランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス)	平成27年1月から協議開始。リステリア・モノサイトゲネスに係る衛生管理について、フランス政府から報告がなされたことから、平成30年2月に一部の製造者において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズについて、検査命令を解除した。	—
フランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 O103)	平成24年7月から協議開始。腸管出血性大腸菌 O103に係る衛生管理について、フランス政府から報告がなされたことから、平成30年2月に一部の製造者において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズについて、検査命令を解除した。	—
パラグアイ産ゴマの種子 (残留農薬)	平成25年8月、検査命令の対象となったことから協議開始。パラグアイ政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、平成29年3月に現地調査を実施し、平成29年7月にパラグアイ政府により登録された輸出者から輸出されるゴマの種子について検査命令を免除する体制とした。	平成 29 年 3 月
韓国産まくわうり (残留農薬)	平成29年8月から協議開始。韓国政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、平成30年2月に現地調査を実施し、平成30年3月に韓国政府により登録された輸出者から輸出されるまくわうりについて検査命令を免除する体制とした。	平成 30 年 2 月
英国産牛肉 (BSE)	英国政府と協議を行い、平成29年7月に現地調査を実施し、BSE対策等に関する情報収集を行った。	平成 29 年 7 月
オーストリア産牛肉 (BSE)	平成29年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を再開するため、オーストリア政府と協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認し、平成29年9月に輸入を解禁した。	平成 29 年 7 月
米国産牛肉 (BSE)	平成29年12月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成 29 年 12 月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成30年3月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成 30 年 3 月

表 11 輸出国事前調査(平成 29 年度)

台湾	
調査対象	台湾における対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全衛生管理法(1975.1.28) ・健康食品管理法(1999.2.3) ・農産品生産及び検証管理法(2007.1.29) ・商品検査法等(1932.12.14)
概要	<p>台湾における食品衛生規制について、台湾行政院漁業署、經濟部、食品薬物管理署等の担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について行政関係者及び食品業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、菓子製造施設、鰻養殖場及び鰻加工施設の管理状況等並びに輸出検査機関について現地調査を実施した。</p>
ニュージーランド	
調査対象	ニュージーランドにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品法 2014(Food Act 2014) ・畜産製品法 1999(Animal Products Act 1999) ・ワイン法 2003(Wine Act 2003) ・生物安全法 1993(Biosecurity Act 1993) ・動物福祉法 1999(Animal Welfare Act 1999)等
概要	<p>ニュージーランドにおける食品衛生規制について、ニュージーランド政府第一次産業省(MPI)の担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、アスパラガス生産業者及びナチュラルチーズ製造施設の管理状況等並びに輸出検査機関について現地調査を実施した。</p>

ベルギー

調査対象	ベルギーにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・一般食品法総合原則(Regulation (EC) No. 178/2002) ・一般食品衛生規則(Regulation (EC) No. 852/2004) ・動物起源食品特別衛生規則(Regulation (EC) No. 853/2004) ・動物起源食品特別公的統率規則(Regulation (EC) No. 854/2004) ・公的統制規則(Regulation (EC) No. 882/2004)
概要	<p>ベルギーにおける食品衛生規制について、ベルギー連邦政府食品安全庁担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、菓子製造施設及び冷凍野菜製造施設の管理状況等について現地調査を実施した。</p>

表 12 輸入前指導(輸入相談)実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
輸入相談実施件数	12,492	11,826	13,086	12,352	12,111
品目別輸入相談件数	23,903	24,360	24,377	24,180	23,516
品目別違反該当件数	354	257	364	410	460 ^{※1}

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

※1 延べ件数(検査項目別の件数)は 620 件

表 13 輸入前指導(輸入相談)における条文別違反状況(平成 29 年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	2(延数) 2(実数)	0.3	ブランドーからのメタノールの検出
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	1(延数) 1(実数)	0.2	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	235(延数) 169(実数)	37.7	ヨウ素化塩、エチレンオキシド、カルボキシメチルセルロースナトリウム、TBHQ、ヨウ化カリウム、アゾルビン、ケイ酸アルミニウムカリウム、酸化亜鉛、ブラック7984、安息香酸カリウム、フッ化ナトリウム、パテントブルーV、メタ酒石酸、酸化スズ、アミド化ペクチン、エチルセルロース、フィロキノ、カフェイン無水物、塩化クロム、クロラミンB、ピリドキシンリン酸塩、サイクラミン酸ナトリウム、L-システイン、ジクロロメタン、メチルコバラミン、モリブデン酸ナトリウム、セレン酸ナトリウム等
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	377(延数) 322(実数)	61.0	清涼飲料水の製造基準不適合(殺菌不足)、調味料への安息香酸ナトリウムの対象外使用、健康食品へのクエン酸カルシウムの過量使用、等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	5(延数) 3(実数)	0.8	食品衛生法施行規則別表第1に掲げる着色料以外の着色料検出、材質別規格違反
総計	620(延数) ^{※1} 460(実数) ^{※2}		

※1 項目別の件数

※2 法の違反となる相談の品目件数

表 14 輸入相談における違反状況(平成 29 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数*
米国	健康食品	○指定外添加物(エチルセルロース(2)、クロスカルメ ロースナトリウム(2)、酸化亜鉛(2)、フィトナジオン (2)、リボフラビン5'-リン酸(2)、1,5-ジメチルヘキ シルアミン、L-アルギニン塩酸塩、L-システイン、 アミノ酸キレート化銅、エボジアミン、カプリル酸マグ ネシウム、クエン酸カフェイン、クエン酸マグネシウム、 クエン酸モリブデン、グリシン酸亜鉛キレート、グル コン酸マンガン、コハク酸D- α -トコフェロール、 シエラックアンモニウム塩、セレノメチオン、銅アミノ酸 キレート、ピコリン酸クロム、フェトナジオン、フマル酸 第一鉄、ホルデニン)の使用 ○添加物(クエン酸カルシウム(3)、タルク(2))の過量 使用 ○添加物(銅クロロフィリンナトリウム)の対象外使用	35
	茶の代用品	○指定外添加物(エチレンオキシド(9))の使用	9
	菓子類	○添加物(ソルビン酸カリウム(2)、ステアリン酸マグ ネシウム、ポリビニルピロリドン)の対象外使用 ○指定外添加物(ピロリン酸カルシウム)の使用 ○添加物(炭酸カルシウム)の過量使用	6
	清涼飲料水	○指定外添加物(安息香酸カリウム(5))の使用 ○添加物(エステルガム)の対象外使用	6
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム(2)、アセトン)の対象外 使用	3
	乳製品	○成分規格不適合(初乳の使用(2)) ○指定外添加物(ナタマイシン)の使用	3
	化学的に合成された食 品	○指定外添加物(ベルベリン塩酸塩)の使用	1
	果実加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1
	シロップ	○添加物(ポリソルベート60)の過量使用	1
	食品添加物	○指定外添加物(塩化コリン)	1
	チョコレート	○添加物(BHT)の対象外使用	1
ベトナム	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(7)、ソルビン酸カリウ ム(6)、安息香酸ナトリウム(5)、BHA(3)、BHT(3)、L -システイン塩酸塩)の対象外使用 ○指定外添加物((ヨウ素化塩(2)、カルミン)の使用 ○添加物(アセスルファミンカリウム)の過量使用	29
	即席めん	○添加物(BHA(4)、BHT(4)、安息香酸ナトリウム (2))の対象外使用 ○指定外添加物(TBHQ(3))の使用	13
	果実加工品	○指定外添加物(クロラミンB(2))の使用	2
	種実加工品	○指定外添加物(ソルビン酸ナトリウム)の使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	2
	清涼飲料水	○指定外添加物(クロラミンB)の使用 ○製造基準(殺菌時間)不適合	2
	粉末清涼飲料	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム(2))の対象外 使用	2
	めん類	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
ベトナム	果実	○成分規格(アセフェート)不適合	1	
	漬け物野菜	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	
オランダ	健康食品	○指定外添加物(塩化クロム(3)、セレン酸ナトリウム(3)、フィロキノン(3)、フッ化ナトリウム(3)、モリブデン酸ナトリウム(3)、ヨウ化カリウム(3))の使用 ○添加物(硫酸亜鉛(3)、硫酸銅(3))の対象外使用	24	43
	粉末清涼飲料	○指定外添加物(塩化クロム(2)、重酒石酸コリン(2)、パントテン酸(2)、フィロキノン(2)、フッ化ナトリウム(2)、ヨウ化カリウム(2)、硫酸銅一水和物(2))の使用	14	
	菓子類	○指定外添加物(カルミン)の使用 ○添加物(三二酸化鉄)の対象外使用 ○添加物(スクラロース)の過量使用	3	
	チョコレート	○指定外添加物(カルミン)の使用 ○添加物(三二酸化鉄)の対象外使用	2	
スペイン	アルコール飲料	○指定外添加物(ケイ酸アルミニウムカリウム(5)、メタ酒石酸(2)、パテントブルーV)の使用 ○添加物(三二酸化鉄(3)、硫酸銅(2))の対象外使用 ○有害毒物質(メタノール(2))の含有	15	39
	菓子類	○添加物(BHA(6)、ソルビン酸(3)、三二酸化鉄(2))の対象外使用 ○添加物(ポリソルベート)の過量使用	12	
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(8))の対象外使用	8	
	穀類加工品	○添加物(ソルビン酸)の対象外使用	1	
	調味料	○添加物(二酸化硫黄)の過量残存	1	
	乳飲料	○保存基準(保存温度)不適合	1	
	非加熱食肉製品	○添加物(ナタマイシン)の対象外使用	1	
中国	菓子類	○添加物(プロピオン酸カルシウム(7)、BHA(2))の対象外使用 ○指定外添加物(TBHQ)の使用	10	36
	健康食品	○指定外添加物(メタノール(2)、アグマチン硫酸塩)の使用 ○添加物(グルコン酸第一鉄)の対象外使用	4	
	野菜加工品	○添加物(デヒドロ酢酸ナトリウム(2)、安息香酸ナトリウム)の対象外使用 ○指定外添加物(サイクラミン酸ナトリウム)の使用	4	
	器具	食品衛生法施行規則別表第1に掲げる着色料以外の着色料検出	3	
	穀類加工品	○添加物(ソルビン酸カルシウム、デヒドロ酢酸ナトリウム)の対象外使用 ○添加物(シリコーン樹脂)の過量使用	3	
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム(3))の対象外使用	3	
	食品添加物	○指定外添加物(ジエチレングリコール、ジエチレングリコールモノブチルエーテル)	2	
	乳製品	○添加物(アセスルファムカリウム、サッカリンナトリウム)の過量使用	2	

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
中国	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用 ○製造基準不適合(保存料の使用)	2	
	魚介類卵加工品	○指定外添加物(四ホウ酸ナトリウム)の使用	1	
	種実加工品	○添加物(エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム)の対象外使用	1	
	食肉製品	保存基準(保存温度)不適合	1	
イタリア	清涼飲料水	○指定外添加物(ジクロロメタン(3)、アゾルビン、塩酸キニーネ)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム(3))の対象外使用 ○製造基準(殺菌時間)不適合 ○成分規格(放射性物質)不適合	10	35
	非加熱食肉製品	○製造基準不適合(亜硝酸ナトリウム不使用(3)、塩抜き工程(3)) ○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	7	
	アルコール飲料	○指定外添加物(エラグ酸(2)、メタ酒石酸(2))の使用 ○添加物(エステルガム、銅クロロフィリンナトリウム)の対象外使用	6	
	穀類加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(2)、ソルビン酸)の対象外使用	3	
	果実加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2	
	器具	○成分規格(過マンガン酸カリウム消費量、蒸発残留物(水))不適合	2	
	添加物製剤	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース(2))	2	
	種実加工品	○添加物(銅クロロフィル)の対象外使用	1	
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	チョコレート	○添加物(三二酸化鉄)の対象外使用	1	
	油脂類	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
フランス	チョコレート	○指定外添加物(ブラック 7984(6)、アゾルビン(2)、ケイ酸アルミニウムカリウム(2)、シトラスレッド(2)、ブラックPN(2)、酒石酸ナトリウムカリウム)の使用 ○添加物(三二酸化鉄(6))の対象外使用	21	33
	清涼飲料水	○添加物(エステルガム(4))の対象外使用	4	
	菓子類	○指定外添加物(アミド化ペクチン、パテントブルーV)の使用 ○添加物(L-システイン塩酸塩)の対象外使用	3	
	調味料	○添加物(BHA、没食子酸プロピル)の対象外使用	2	
	アイスクリーム類	○製造基準(殺菌時間)不適合	1	
	乳製品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	食肉製品	○製造基準不適合(亜硝酸ナトリウム不使用)	1	
ノルウェー	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(12)、ソルビン酸カリウム(12))の対象外使用	24	24

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
台湾	野菜加工品	○製造基準(放射線照射(4))不適合 ○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	7	21
	菓子類	○添加物(ソルビン酸カリウム(2)、ソルビン酸)の対象外使用	3	
	穀類加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(3))の対象外使用	3	
	清涼飲料水	○添加物(銅クロロフィリンナトリウム(2))の対象外使用	2	
	シロップ	○添加物(プロピレングリコール(2))の過量使用	2	
	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	菓子類ミックス	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1	
	健康食品	○製造基準不適合(放射線照射)	1	
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
韓国	清涼飲料水	○製造基準(殺菌・除菌(5)、殺菌時間)不適合 ○指定外添加物(酸化亜鉛)の使用 ○保存基準(保存温度)不適合	8	20
	健康食品	○指定外添加物(既存添加物名簿の製法と異なるステビア、ヒプロメロースフタル酸エステル)の使用 ○添加物(プロピレングリコール)の過量使用 ○製造基準不適合(放射線照射) ○成分規格不適合(初乳の使用)	5	
	菓子類	○指定外添加物(メチルバニリン(2))の使用 ○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	3	
	粉末清涼飲料	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用 ○添加物(リン酸三カルシウム)の過量使用	2	
	食品添加物	○指定外添加物(水溶性メタケイ酸ナトリウム)	1	
	調味料	○添加物(パラオキシ安息香酸エステル類)の対象外使用	1	
オーストラリア	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(5))の対象外使用 ○添加物(プロピレングリコール(2))の過量使用	7	18
	健康食品	○指定外添加物(L-メチル葉酸カルシウム、酸化鉄(赤)、酸化鉄(黄)、四酸化鉄、ポリエチレングリコール)の使用 ○添加物(三酸化鉄)の対象外使用	6	
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(3))の対象外使用	3	
	清涼飲料水	○製造基準(殺菌・除菌、殺菌温度)不適合	2	

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
フィンランド	健康食品	○指定外添加物(ピリドキシンリン酸塩(3)、メチルコバラミン(3)、N-アセチル-Lチロシン、N-アセチルシステイン、クエン酸マグネシウム、セレン、ピリチノール、無水カフェイン)の使用 ○添加物(硫酸亜鉛)の対象外使用	13	18
	菓子類	○指定外添加物(パテントブルーV(3))の使用	3	
	果実加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	
スウェーデン	健康食品	○指定外添加物(架橋カルボキシメチルセルロースナトリウム(7)、L-システイン(2)、酸化亜鉛(2))の使用 ○添加物(ステアリン酸マグネシウム(3)、硫酸銅(2)、ビオチン)の対象外使用	17	17
インドネシア	即席めん	○添加物(食用黄色4号(7))の対象外使用 ○指定外添加物(TBHQ(3))の使用	10	16
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(3)、ソルビン酸カリウム、硫酸亜鉛、硫酸銅)の対象外使用	6	
タイ	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素化塩(4)、コハク酸水素ステアロイルプロピレングリコール(2))の使用 ○添加物(プロピレングリコール)の過量使用	7	15
	清涼飲料水	○製造基準(殺菌時間(2))不適合	2	
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用 ○添加物(BHC 及び BHA 併用)の過量使用	2	
	健康食品	○指定外添加物(酸化鉄Ⅲ)の使用	1	
	チョコレート	○指定外添加物(ヨウ化カリウム)の使用	1	
	半発酵茶	○添加物(食用黄色5号)の対象外使用	1	
	粉末清涼飲料	○指定外添加物(ピコリン酸クロム)の使用	1	
インド	アイスクリーム類	○成分規格(大腸菌群(4)、細菌数(2))不適合	6	14
	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(6))の対象外使用	6	
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム)の過量使用	2	
フィリピン	シロップ	○指定外添加物(酸化スズ(4))の使用 ○添加物(三二酸化鉄(4))の対象外使用	8	14
	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素化塩(2))の使用	2	
	水産加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム(2))の対象外使用	2	
	種実加工品	○添加物(プロピレングリコール)の過量使用	1	
	調味料	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
ジンバブエ	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(4)、ソルビン酸カリウム(4))の対象外使用	8	13
	粉末清涼飲料	○指定外添加物(サイクラミン酸ナトリウム(2))の使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム(2))の対象外使用	4	
	健康食品	○添加物(流動パラフィン)の対象外使用	1	
英国	健康食品	○指定外添加物(カフェイン無水物(3)、酸化亜鉛(2)、合成リコピン)の使用 ○添加物(三酸化鉄)の対象外使用 ○添加物(リン酸三カルシウム)の過量使用	8	12
	水産加工品	○添加物(亜硝酸ナトリウム(3))の対象外使用	3	
	半発酵茶	○指定外添加物(塩化メチレン)の使用	1	
ベルギー	菓子類	○添加物(ソルビン酸カリウム(3))の対象外使用	3	11
	チョコレート	○指定外添加物(アミド化ペクチン(2))の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	3	
	野菜	○添加物(二酸化塩素(3))の対象外使用	3	
	食品添加物	○成分規格不適合(リゾチーム)	2	
デンマーク	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(6))の対象外使用	6	9
	穀類加工品	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	
	清涼飲料水	○製造基準(殺菌時間)不適合	1	
	糖類	○成分規格不適合(安全性未審査の遺伝組換え食品)	1	
トルコ	清涼飲料水	○製造基準(殺菌時間(6))不適合	6	9
	菓子類	○指定外添加物(アズルピン、ステレンーブタジエンゴム)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	3	
メキシコ	その他の食品	○添加物(アセトン(3))の対象外使用	3	9
	畜産加工品	○指定外添加物(ヨウ素化塩(3))の使用	3	
	漬け物野菜	○添加物(安息香酸(3))の対象外使用	3	
スイス	乳製品	○指定外添加物(ビタミンK1、硫酸マンガン、ヨウ化カリウム)の使用	3	7
	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2	
	菓子類	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	健康食品	○指定外添加物(フマル酸第一鉄)の使用	1	

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
ドイツ	健康食品	○添加物(グルコン酸亜鉛、リン酸三カルシウム)の過量使用 ○添加物(タルク)の過量残存	3	7
	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	
	食品添加物	○指定外添加物(既存添加物名簿の製法と異なるステビア)	1	
	添加物製剤	○成分規格不適合(微粒二酸化ケイ素)	1	
	めん類	○指定外添加物(赤色6号)の使用	1	
ハンガリー	アルコール飲料	○指定外添加物(ブラックPN(2))の使用	2	6
	健康食品	○添加物(乳酸カルシウム(2))の過量使用	2	
	菓子類	○指定外添加物(カルミン酸アルミニウムレーキ)の使用	1	
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
モルドバ	乳製品	○添加物(硝酸カリウム(6))の過量使用	6	6
カンボジア	菓子類	○指定外添加物(アゾルビン(3))の使用	3	3
ギリシャ	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム(3))の対象外使用	3	3
ニュージーランド	アイスクリーム類	○製造基準(殺菌・除菌)不適合	1	3
	菓子類	○指定外添加物(アゾルビン)の使用	1	
	畜産加工品	○添加物(プロピレングリコール)の過量使用	1	
ポーランド	チョコレート	○添加物(三二酸化鉄(3))の対象外使用	3	3
ポルトガル	アルコール飲料	○指定外添加物(既存添加物名簿の基原と異なるタンニン)の使用	1	3
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	チョコレート	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
マレーシア	種実加工品	○指定外添加物(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(2))の使用	2	3
	野菜加工品	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1	
ロシア	魚介類卵加工品	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2	3
	チョコレート	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
セルビア	チョコレート	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2	2
ニューカレドニア	チョコレート	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2	2
ブラジル	畜産加工品	○添加物(プロピレングリコール(2))の過量使用	2	2
ブルガリア	菓子類	○添加物(安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2	2

生産国	品目	違反該当内容	件数※	
香港	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	2
	清涼飲料水	○指定外添加物(グルクロノラク톤)の使用	1	
モンゴル	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2	2
イスラエル	健康食品	○指定外添加物(エチルセルロース)の使用	1	1
ウルグアイ	魚介類卵加工品	○指定外添加物(四ホウ酸ナトリウム)の使用	1	1
カザフスタン	チョコレート	○指定外添加物(エチルヒドロキシエチルセルロース)の使用	1	1
カナダ	食肉	○添加物(亜硝酸ナトリウム)の対象外使用	1	1
キルギス	はちみつ	○成分規格(テトラサイクリン)不適合	1	1
クロアチア	シロップ	○指定外添加物(アゾルビン)の使用	1	1
ケニア	半発酵茶	○指定外添加物(塩化メチレン)の使用	1	1
コートジボワール	チョコレート	○指定外添加物(アルミノケイ酸カルシウム)の使用	1	1
シンガポール	菓子類	○指定外添加物(TBHQ)の使用	1	1
パキスタン	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	1
マダガスカル	食肉	○衛生証明書の不添付	1	1
ヨルダン川 西岸及びガザ	健康食品	○指定外添加物(架橋カルボキシメチルセルロースナトリウム)の使用	1	1
リトアニア	菓子類	○添加物(銅クロロフィル)の対象外使用	1	1

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 29 年度)

生産国	品目	違反内容	件数※
イタリア	非加熱食肉製品	黄色ブドウ球菌	1
ニュージーランド	パプリカ	エトキサゾール	1
ブラジル	トマトソース	安息香酸、ソルビン酸	1
総計			3

(参考) 主な用語説明

用語	説明
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
イソプロチオラン	農薬(ジチオラン環を有する殺虫剤)
遺伝子組換え	他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺菌剤)
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エステルガム	添加物(ガムベース)
エチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
エトキサゾール	農薬(オキサゾリン系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシソニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
クドア・セプトエンピクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
クマホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルプロファム	農薬(カーバメート系除草剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
サイクラミン酸	指定外添加物
酢酸エチル	添加物(溶剤)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)

用語	説明
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(尿素系殺虫剤)
シプロジニル	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジベレリン	農薬(成長調整剤)
ジメトモルフ	農薬(ジメトモルフ系殺菌剤)
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
ストレプトマイシン	農薬(アミドグリコシド系殺菌剤)
スルファジアジン	動物用医薬品(合成抗菌(サルファ)剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌(サルファ)剤)
スルファメトキサゾール	動物用医薬品(合成抗菌(サルファ)剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌 026、0103、0157 等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
ディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
テトラサイクリン系抗生物質	一定のスペクトルを有する抗生物質の総称。オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンなど
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
トコフェロール酢酸エステル	添加物(栄養強化剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
トリフェンピラド	農薬(ピラゾール環を有する殺虫剤)
ナイカルバジン	動物用医薬品(寄生虫駆除剤)
ナタマイシン	添加物(保存料)

用語	説明
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
ハロキシホップ	農薬(ヘテロサイクリック系除草剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルジオキサニル	農薬(フェニルピロール系殺菌剤)
フロニカミド	農薬(ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロピレングリコール	添加物(軟化剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ペンシロケン	農薬(尿素系殺菌剤)
ボスカリド	農薬(アニリド系殺菌剤)
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
メチレンブルー	動物用医薬品(殺菌剤)
メキシフェンジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(成長調整剤)
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHC	農薬(殺虫剤)

用語	説明
BHT(ジブチルヒドロキシトルエン)	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)